

## ■教育行政のポイント

### 注目される“いじめ対策立法”

菱村 幸彦

昨年末の衆院選では、選挙公約にいじめ対策を掲げる政党が目立った。公約にいじめ関連を盛り込んだのは9党。そのうち3つの党が「いじめ対策立法」を取り上げている。

#### 自民党がまとめた「いじめ対応策」

政権与党となった自民党の政権公約では、「いじめ防止対策基本法」の制定を掲げた。自民党は、公約の取りまとめに当たって、「教育再生実行本部」を組織し、その中に「いじめ問題対策分科会」を設けて、いじめ防止対策基本法について検討している。

で、分科会の中間取りまとめでは、概略、次のような内容を挙げている。

- (1) 全都道府県・全市区町村で「いじめ防止条例」を必置する。
- (2) 全都道府県・全市区町村はいじめ対策アドバイザーを委嘱し、必要に応じて学校に派遣する。
- (3) いじめの事件の発生時、3日以内に学校内調査委員会を設置し、校長の指導の下に対処する。
- (4) 同じく、3日以内に自治体に第三者調査委員会を設置し、校内調査委員会と連携して対処する。
- (5) いじめの事件に対しては、学校、教委、警察、司法関係者等が連携して対処する。
- (6) アンケート調査を実施し、いじめの加害者、被害者、保護者に情報開示する。
- (7) 被害者やその保護者等の意見を調査委員会の調査に反映させる。
- (8) 教育的指導の可能ないじめと刑法犯に相当する犯罪とを峻別する。
- (9) 教職員をはじめ関係者は、加害者と被害者に和解を促し、相談・再教育体制を強化する。
- (10) 事案処理後も関係者は見守りを継続する。
- (11) 文部科学省、法務省、警察庁、厚生労働省等の関係機関が連携して対処する。

下村博文文科相は、いじめ対策法案は、議員立法

で行うことを示唆している。法案の具体的内容がどのようなものになるのかは、現段階では不明だが、上に掲げた内容は、政権与党がまとめたものであるから、そのかなりの部分が法案に盛り込まれる可能性があるのではないかと。

#### 米国では各州でいじめ対策法を制定

中間まとめに掲げられた内容をみると、アメリカのいじめに関する法律が参考にされているように思う。というのは、国会活動の補佐機能をもつ国立国会図書館の井樋三枝子氏（海外立法情報課）がアメリカのいじめ対策立法の事情について詳しく解説しているからである（「アメリカの州におけるいじめ対策法制定の動向」『外国の立法』252号）。

同論文によると、アメリカでは、いじめによる子どもの自殺事件が相次いだことから、2011年12月には、モンタナ州及びサウスダコタ州を除く、すべての州でいじめ対策に関する法律が制定されているという。例えば、ニュージャージー州のいじめ対策法は、①教職員がいじめを認知したときは、その日のうちに校長に口頭で報告し、2日以内に書面で報告すること、②報告を受けた校長は、直ちに保護者にその事実を通告し、1日以内に調査に着手し、10日以内に調査を完了すること、③校長は、調査完了の日から2日以内に教育長に報告し、報告を受けた教育長は、いじめ解消計画の作成、懲戒処分決定、カウンセリングの受診命令等を行うこと、④保護者は、いじめの証拠の有無、懲罰の適用の有無、いじめ調査に関する情報等を取得する権利を有すること——等を定めている。

いじめ対策については、これまで考えられる限りの施策をやり尽くしてきた感がある。唯一残された施策がいじめ対策の法的整備である。その意味で、いじめ対策立法の動向に注目したい。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究所理事）

●教頭職に求められる《心得・実務・法令》の総合テキスト 3月刊、予約受付中！

## 『新任教頭セミナー』

【編集】高瀬 淳（岡山大学准教授） A5判 200頁／定価 2310円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）